

燃やせるごみ



毎週

月・木曜日

- 【台所ごみ】**
- よく水切りしてください。
 - 生ごみはできるだけたい肥として土に還元しましょう。



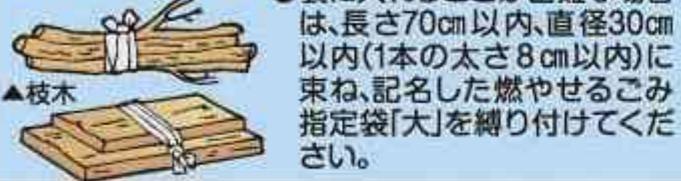
- 【紙くず】**
- リサイクルできる紙はできるだけ分類して資源回収へ



- 【本皮類・布類】**
- 金属等はできるだけ取り除く



- 【枝木・木くず】**
- 袋に入れることが困難な場合は、長さ70cm以内、直径30cm以内(1本の太さ8cm以内)に束ね、記名した燃やせるごみ指定袋「大」を縛り付けてください。



マーク付プラスチック



毎週

水曜日

マークが付いたプラスチック製容器包装ごみはリサイクルするため、手作業により選別しています。汚れているものは、洗う、ふき取るなどして、きれいにして出してください。



燃やせないごみ



毎週

水曜日



ごみの収集は、収集日が祝日の場合も行います。(ただし、年末年始は除く)

【注意事項】

- 上田市の指定袋を使っていないもの、袋に自治会名と氏名を記入していないもの、分別できていないものは収集しません。
- 1袋あたりの重さは、10kg以内とし、1回に出せる指定袋の数は各種別とも2袋までです。
- ごみを出す時間は、当日の朝8時30分までです。(塩田・川西地区は朝8時まで、菅平地区の可燃ごみは午前8時30分から午前9時30分まで、菅平地区の不燃ごみは午前7時から午前8時までです。)
- 会社、飲食業、旅館、店舗など、事業活動から発生したごみは、事業者が自らの責任において廃棄物処理業者に依頼するなど、適正に処理することが法律で義務づけられています。

指定袋に入らないものは、粗大ごみとなります。



※指定袋に入るとは次のような状態をいいます。



・ごみが袋からはみ出さないこと そして 手提げの部分が結べること